

令和 7 年度
第 2 回飯田市土地利用計画審議会・第 2 回飯田市都市計画審議会

会議次第

令和 7 年 10 月 15 日 (水) 14:00～
飯田市役所 C 棟 3 階 311・312・313 会議室

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介
- 3 理事者あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 質問
- 6 審議事項
飯田都市計画 都市計画公園（風越公園）の変更（市決定）について
【事前配布資料 1】
- 7 その他
リニア駅周辺 環境・景観配慮指針（案）の取り組みについて
【当日配布資料 1】
- 8 閉会

付属機関の会議内容の概要の公表について

飯田市の附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は飯田市の条例の定めるところにより設置された審査会、審議会その他諮問等を行う合議制の機関をいいます。以下同じ。）の適正な運営並びにその透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進と理解を深めることにより、市政の推進に寄与するため、附属機関の会議内容の概要について、飯田市情報公開条例（平成 14 年飯田市条例第 22 号）第 3 条第 2 項の規定により公表することとします。

○地方自治法（抜粋）

（昭和 22 年 4 月 17 日）

（法律第 67 号）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○飯田市情報公開条例（抜粋）

平成 14 年 7 月 1 日

条例第 22 号

（解釈及び運用の方針）

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例が市民に保障する知る権利を十分に尊重しなければならない。

2 実施機関は、この条例の規定に基づいて情報の公開を行うほか、市民が必要とする情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

3 実施機関は、正当な理由なく第 7 条第 1 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する情報が公にされることがないよう、最大限の配慮をしなければならない。

※発言の要旨の公表用会議録への記載については、記載する内容について発言をした者の確認を得て行うものとします。ただし、発言した者の氏名については、会議に出席した者全員の同意が得られた場合に限り記載するものとします。